破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第９６号
青森県上北郡おいらせ町中下田86番地１　芦野団地Ｆ－３
債務者　吉田麻梨子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第９８号
青森県上北郡おいらせ町若葉６丁目140番地1229
債務者　佐々木郁子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第２５４号
群馬県高崎市八幡町800番地75
債務者　白本　敏明
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２７７号
群馬県富岡市一ノ宮544－３　中西ハイツ201、住民票上の住所群馬県富岡市上高瀬640番地１
債務者　矢野間幸子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２８０号
群馬県安中市松井田町二軒在家1358番地
債務者　黒澤絵里子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２８５号
群馬県高崎市藤塚町281番地２
債務者　相田　真志
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２３５号
埼玉県熊谷市大原１丁目16番19号
債務者　林　　重夫
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２４０号
埼玉県東松山市和泉町１番11号　シャルマンハイツＡ―102
債務者　田嶋　　勇
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２４１号
埼玉県東松山市和泉町１番11号　シャルマンハイツＡ―102
債務者　田嶋　恵美（旧姓浦）
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２６１号
埼玉県大里郡寄居町大字末野900番地２有限会社あさひ２Ｆ
債務者　須山　孝之
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２６８号
埼玉県行田市大字須加4237番地
債務者　野口　広志
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２７８号
埼玉県秩父郡東秩父村大字皆谷15番地１
債務者　青木　輝幸
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３０５号
埼玉県東松山市加美町２番９号
債務者　大久保輝澄
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３０６号
埼玉県東松山市箭弓町２丁目７番30号　101号
債務者　落合　清子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３０７号
埼玉県深谷市岡3271番地　プリムベールＤ201号室
債務者　吉岡　和美（旧姓山際）
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３０９号
埼玉県児玉郡神川町大字下阿久原559番地１県営阿久原住宅１―101号
債務者　日野　幸子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３１４号
埼玉県熊谷市弥藤吾990番地118
債務者　石坂　廣之
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部